

第 1 回幕別町議会臨時会

議事日程

令和 6 年第 1 回幕別町議会臨時会
(令和 6 年 1 月 18 日 10 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
5 小田新紀 6 長谷陽子 7 酒井はやみ
- 日程第 2 会期の決定
（諸般の報告）
- 日程第 3 議案第 1 号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 2 号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3 号 幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 号 令和 5 年度幕別町一般会計補正予算（第 11 号）
- 日程第 7 議案第 5 号 令和 5 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 8 議案第 6 号 令和 5 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 4 号）

会議録

令和6年第1回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 令和6年1月18日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 1月18日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

- | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 1 畠山美和 | 2 塚本逸彦 | 3 山端隆治 | 4 内山美穂子 | 5 小田新紀 |
| 6 長谷陽子 | 7 酒井はやみ | 8 荒 貴賀 | 9 野原恵子 | 10 石川康弘 |
| 11 岡本眞利子 | 12 小島智恵 | 13 藤谷謹至 | 14 田口廣之 | 15 芳滝 仁 |
| 16 谷口和弥 | 17 藤原 孟 | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義
教 育 長 菅野勇次
住 民 生 活 部 長 寺田 治
経 済 部 長 岡田直之
会 計 管 理 者 武田健吾
札 内 支 所 長 新居友敬
政 策 推 進 課 長 白坂博司
地 域 振 興 課 長 谷口英将
住 民 課 長 本間 淳
こ ど も 課 長 川瀬真由美
水 道 課 長 河村伸二

副 町 長 伊藤博明
企 画 総 務 部 長 山端広和
保 健 福 祉 部 長 檜木良美
建 設 部 長 小野晴正
忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文
教 育 部 長 川瀬吉治
総 務 課 長 佐藤勝博
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲
福 祉 課 長 亀田貴仁
農 林 課 長 高橋修二
学 校 教 育 課 長 西田建司

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 合田利信 課長 北原正喜

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 5 小田新紀 6 長谷陽子 7 酒井はやみ

議事の経過

(令和6年1月18日 10:00 開会・開議)

[黙禱]

○議長（寺林俊幸） ここで、1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震において犠牲になられました方々に哀悼を込め黙禱を捧げたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（合田利信） 黙禱始め。

（黙禱）

○議会事務局長（合田利信） 黙禱を終わります。

着席願います。

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） ただ今から令和6年第1回幕別町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番小田議員、6番長谷議員、7番酒井議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による「定期監査結果報告書」および地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月出納検査結果報告書」が、議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

のちほどご覧いただきたいと思います。

事務局から諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（合田利信） 14番田口議員から欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで諸般の報告を終わります。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第3、議案第1号から日程第8、議案第6号までの6議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第1号から日程第8、議案第6号までの6議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第1号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第1号幕別町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをご覧ください。

地方自治法第227条は、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」とし、同法第228条第1項は、「手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない」と定めております。

幕別町手数料条例は、この規定に基づき、手数料に関する事項を定めております。

国は、国民の利便性の向上と行政運営の効率化を図るため、本籍地の市区町村長以外の市区町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求と戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行制度を設けるとともに、法務大臣が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる、マイナンバー法による行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者からの照会に応じて、戸籍関係情報を提供できるようにするなどの措置を講ずるため、令和元年5月、戸籍法を改正し、本年3月1日に施行されます。

同改正法の施行により、法務省と市区町村の戸籍システムがネットワーク化され、行政手続や戸籍の届出時における戸籍証明書の添付省略をはじめ、本籍地以外の市区町村窓口での戸籍証明書の交付、オンライン等での戸籍電子証明書の交付が可能となりますことから、新たな事務や戸籍証明書等の交付にかかる手数料の額を定めるため、条例改正を行おうとするものであります。

地方自治法第228条第1項後段では、「手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務について手数料を徴収する場合においては、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない」と規定しております。

これを受けて内閣が制定した「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」において、戸籍証明書等の発行に係る手数料の標準金額が定められており、今回の改正事項に関しても同様でありますことから、当該事務に係る本町の手数料の金額を、当該政令で定めている額と同額で定めようとするものであります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

別表は、手数料を徴収する事務とそれに係る手数料の金額を定めております。

右側の「改正条例」をご覧ください。

番号18は、「名称」欄に記載のとおり、「戸籍謄抄本又は戸籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書の交付手数料」であります。

当該事務に、戸籍法第120条の2第1項「本籍地以外の市区町村長に対する戸籍証明書等の交付の請

求」を定めており、これに基づく交付を加えようとするものであります。

併せて、文言整理を行うものであります。

2ページをご覧ください。

番号19の2の追加であります。

19の2は、「戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料」であります。

戸籍法第120条の3第2項は、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の請求があったときは、市区町村長は戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を発行するもの、と定めております。

戸籍電子証明書は、オンラインで行政手続をする際に利用する戸籍の証明情報で、その証明情報を安全に受け渡しするための識別符号、いわゆるパスワードで、そのパスワードを発行する事務に係る手数料を新たに規定するものであります。

手数料の金額は、発行する識別符号1件につき400円と定めるものであります。

5行目から3ページに渡ってかっこ書きで記載しておりますのは、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法、いわゆる、マイナポータルを使用する方法であります。これによる識別符号の発行請求に基づき識別符号の発行が行われる場合、と3ページの5行目から記載の識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に、当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本等の請求を行う場合における、当該発行を除くとし、この場合には発行手数料を徴収しない、とするものであります。

番号20は、「除籍謄抄本又は除籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書の交付手数料」であります。

番号18の戸籍謄抄本等と同様、除籍謄抄本等についても、本籍地以外の市区町村での交付申請が可能となりますことから、戸籍法の引用規定を追加し、合わせて文言整理を行うものであります。

4ページをご覧ください。

番号21の2、「除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料」の追加であります。

19の2と同様に、除籍電子証明書を利用するための識別符号、パスワードを発行する事務に係る手数料を新たに規定するもので、1件につき、700円と定めるものであります。

19の2と同様に、識別符号の発行請求と発行をマイナポータルにより行う場合と、識別符号の発行請求と同時に当該除籍電子証明書に記録された事項と同一の事項が記載された除籍謄本等の請求を行う場合は、発行手数料を徴収しない、とするものであります。

5ページをご覧ください。

番号22は、戸籍の「届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書手数料」であります。

戸籍の届書等は、これまで紙媒体のみで保管しておりましたが、戸籍法の改正により、届書等を受理した市区町村長は、当該届書等の画像情報として「届書等情報」を作成し、法務大臣に提供し、法務大臣により磁気ディスクに記録されることとなりました。

最終行から記載の戸籍法第120条の6第1項は、「届書等情報の内容の閲覧及び証明書の請求」について規定しており、当該事務を追加するものであります。

6ページになります。

番号23は、戸籍の「届書その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料」であります。

届書等情報の閲覧に係る事務を追加するものであります。

議案書の3ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和6年3月1日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[議案審議、一括議題]

○議長（寺林俊幸） 日程第4、議案第2号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例および日程第5、議案第3号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第2号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第3号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の4ページ、議案説明資料の7ページをご覧ください。

さまざまな物価高騰の影響により住民の経済的負担が増大していることから、事業者を含めた幕別町との水道契約者を対象に、これまで、令和4年9月から、と令和5年9月から、のそれぞれ6月間、水道料金の基本料金を徴収しないとする負担軽減策を実施してまいりました。

本措置を本年3月以降も継続して1年間実施するため、所要の改正を行おうとするものであります。

はじめに、議案第2号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の7ページをご覧ください。

第21条において、「料金は、別表第1に掲げる基本料金及び水量料金の合計額とする。」と規定し、これを受け、別表第1を定めております。

8ページをご覧ください。

別表第1は、口径ごとに、1月当たりの「基本料金」と、使用水量1立方メートル当りの「水量料金」を定めております。

7ページをご覧ください。

条例改正は、附則を追加するものであります。

附則第4項として「第21条の規定にかかわらず、令和6年3月1日から令和7年2月28日までの間に行った点検又は認定に係る水量に基づき算定する料金については、別表第1に掲げる基本料金を除いた額とする。」と、料金の特例規定を加えるものであります。

この改正により、徴収しないこととなる料金は、口径が13ミリメートルまたは20ミリメートルの場合は、1月当たりの基本料金350円の12か月分で、4,200円であります。

議案書の4ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和6年3月1日から施行する、と定めるものであります。

次に、議案第3号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の5ページ、議案説明資料の9ページをご覧ください。

議案第2号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例と同様に、住民や事業者の負担軽減策として、令和6年3月以降も継続して、水道料金の基本料金を1年間徴収しないこととするため、所要の改正を行おうとするものであります。

第21条において「料金」を定め、別表第1に料金を規定しております。

10ページをご覧ください。

別表第1は、「家事用」、「団体用」、「営農・営業用」などの種別ごとに、1月当たりの「基本料金」と、使用水量1立方メートル当たりの「水量料金」を定めております。

9ページをご覧ください。

条例改正は、附則を追加するものであります。

附則第9項として「第21条の規定にかかわらず、令和6年3月1日から令和7年2月28日までの間に行った点検又は認定に係る水量に基づき算定する料金については、別表第1に掲げる基本料金を除いた額とする。」と料金の特例規定を加えるものであります。

この改正により、徴収しないこととなる料金は、「家事用」または「営農用・営業用」の場合は、1月当たりの基本料金399円の12か月分で、4,788円であります。

議案書の5ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和6年3月1日から施行する、と定めるものであります。

この二つの条例改正に伴い、両会計において減収見込みとなります5,400万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当して一般会計から、令和5年度は、水道事業会計補助金と簡易水道特別会計繰出金を、令和6年度は、簡易水道事業の公営企業法適用に伴い、水道事業会計補助金として支出し、減収相当額を補てんしようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第3号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第6、議案第4号、令和5年度幕別町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第4号、令和5年度、幕別町一般会計補正予算 第11号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,096万4,000円を追加し、予算の総額をそ

れぞれ182億7,663万4,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4ページをご覧ください。

「第2表債務負担行為補正」、「1追加」であります。

「水道料金負担軽減対策支援事業」は、物価高騰による住民の負担を軽減するため、令和5年9月から実施している現在の軽減措置を本年3月から令和7年2月までの1年間、継続して水道料金の基本料金を徴収しないこととし、水道事業会計の減収相当額を一般会計から補てんするため、債務負担行為を設定しようとするものであります。

期間は、令和6年度、限度額は、11か月分の減収見込み相当額の5,084万2,000円とするものであります。

歳出をご説明申し上げます。

議案説明資料の11ページをご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 充当事業」であります。

1の「非課税世帯応援給付金給付事業」と2の「生活応援給付金給付事業」は、国が制度設計を行い、これに基づき市町村が実施するもので、事業費には全額国費が充当されるものであります。

「1非課税世帯応援給付金給付事業」、2,309万7,000円であります。

「事業内容」の欄をご覧ください。

中ほどに、かつ書きで記載しておりますとおり、物価高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯を対象に、今年度5月臨時会において1世帯当たり3万円を、12月定例会において1世帯当たり7万円の給付金を予算計上し、現在、給付事務を進めているところであります。

後段の星印以降に記載しておりますとおり、今回は、これに加え、住民税非課税世帯において扶養されている18歳以下の子に1人当たり5万円を給付するものであります。

「積算」欄をご覧ください。

対象を460人と見込んでおります。

加えて、給付事務に係る郵送料や口座振込手数料などの事務費を計上するものであります。

「2生活応援給付金給付事業」、8,791万円であります。

「事業内容」欄をご覧ください。

ただいま説明しました、1の「非課税世帯応援給付金給付事業」の対象とはならない、住民税均等割のみが課税されている世帯に対して、1の事業と同じ内容の「1世帯当たり10万円」と「扶養されている18歳以下の子に一人当たり5万円」を給付するものであります。

「積算」欄に記載のとおり、対象世帯は750世帯、18歳以下の子は220人と見込んでおります。

加えて、給付事務に係る事務費を計上するものであります。

「事務費191万円」には、職員費に計上しております正職員の時間外勤務手当47万2,000円を含んでおります。

12ページになります。

「3水道料金負担軽減対策支援事業」、474万2,000円であります。

債務負担行為補正においてご説明いたしました、水道料金負担軽減対策支援事業に係る令和5年度予算計上分であります。

「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を充当して、本年3月から令和7年2月までの1年間の軽減措置のうちの本年3月、ひと月分の水道事業会計と簡易水道特別会計の減収相当額を一般会計から補てんするものであります。

「事業内容」欄の下段、星印に参考と記載しておりますように、令和5年度計上額は事務費を含め、1か月相当にあたりますが、474万2,000円、令和6年度は債務負担行為設定額11か月相当分ですが、5,084万2,000円で、合計、総事業費は5,558万4,000円であります。

「積算」欄に記載のとおり、水道事業会計補助金は、減収補てん相当額400万円とシステム改修費6万円を、簡易水道特別会計繰出金は、同様に50万円と6万円を、加えて、大樹町と更別村から給水を受けている世帯や地下水を使用している世帯などに対し、「給水区域外等水道料金助成金」として、12万2,000円を計上するものであります。

欄外に記載のとおり、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の推奨事業メニュー分の交付金限度額①は7,809万1,000円、今回補正予算計上額②は474万2,000円、債務負担行為設定額③は5,084万2,000円、差し引き④、交付金残額は2,250万7,000円であります。

今後、適切な時期に追加の支援策などを提案してまいりたいと考えております。

以上で、議案説明資料の説明を終わります。

議案書の6ページにお戻りください。

2款総務費、1項総務管理費、22目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、1億1,527万7,000円であります。

ここでの説明は省略いたします。

7ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、8目重層的支援事業費545万8,000円であります。

障害者相談支援事業の委託に係る未払い消費税の追加であります。

幕別町は、平成22年9月に障害者の日常生活上の相談支援などを行うため、当時の障害者自立支援法に基づき、町内のNP0法人に当該業務を委託して事業を開始し、現在は複数事業者により実施しております。

平成24年4月、改正障害者自立支援法の施行により、サービス内容の明確化と相談支援事業の体系の見直しがなされ、従来の日常生活上の相談支援などの事業は、社会福祉法上の社会福祉事業に該当せず、消費税課税事業とされましたが、本町では、社会福祉事業に該当するものと誤認し、以来、これまで非課税扱いとして受託者と契約してまいりました。

昨年、多数の自治体において、本町と同様に非課税事業として取り扱われていたことが判明したことを受け、10月4日付けで国から、消費税の課税対象である事業が具体的に示され、当該事業を民間事業者に委託する場合は、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要がある旨の通知がなされました。

この通知を受け、当該事業を課税対象として取り扱い、未払いとなっております消費税相当額を受託者に支払うため、消費税相当額を追加しようとするものであります。

12節の細節5の「基幹相談支援センター機能強化事業委託料」と細節7の「障害者基本相談支援事業委託料」は、令和5年度の委託料に係る消費税相当額を、21節は、国税通則法に定める5年の消滅時効が成立していない、平成30年度から令和4年度までの5年分の消費税相当額であります。

受託事業者に課される、過年度分の納付に係る延滞税と無申告加算税は、事業者の修正申告に基づき納付額が確定されるものでありますことから、本補正予算には計上しておりませんが、今後、事業者側とその対応を整理してまいります。

この度の消費税の課税誤りは、日頃から常に関係法令の制定改廃を意識し、十分に確認して、事務処理を行うべきところを怠ったものであります。

関係職員には、改めて関連法令等の確認を徹底し、事務の正確性を期すよう指導したところであります。

8ページをご覧ください。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費920万円であります。

担い手確保・経営強化支援事業は、農地の集約化に向けた取組を推進する地域において、生産コストの低減や品目転換、規模拡大といった取り組みを行う担い手を支援する事業で、事業費のうち融資機関から受ける融資額と同額が国から補助されるものであります。

今回は、農産物の高付加価値化に取り組む認定農業者1人に対して、農業機械の導入費用を補助す

るものであります。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費867万5,000円であります。

国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、町内小・中学校の音楽室などの特別教室を中心に、スポットエアコン45台と体育館などに熱中症の危険性を示す「暑さ指数測定器」13台を導入し、児童生徒の学習環境の改善を図ろうとするものであります。

9ページになります。

3項中学校費、2目教育振興費188万2,000円であります。

全国中学校スケート大会の出場者が18人と例年に比べ多数であったことから参加奨励費を追加するものであります。

12款職員費、1項、1目職員給与費47万2,000円であります。

生活応援給付金の支給事務を担当する職員2人分の時間外勤務手当であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページまでお戻りください。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金1億2,008万円であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

5目教育費補助金433万1,000円であります。

スポットエアコンなどに係る学校保健特別対策事業費補助金であります。

17款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金920万円であります。

担い手確保・経営強化支援事業に係る国からの間接補助金であります。

21款、1項、1目繰越金735万3,000円であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 1点だけお伺いいたします。ただいま最後の説明をいただきました、学校体育館に対する暑さ指数測定器導入という事ですけれども、適切な利用のための暑さを掌握したうえで教育活動にあたるってということで導入されるんだと思うのですが、基本的には昨年の夏の経過から見まして、冷房、エアコンなどの設置というのがもっと進められて行くべきことではないかというふうに思うんですね。

その辺の事業との絡みで計測器の導入を検討されたのかどうか、経過についてお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） ただいまのご質問の、暑さ指数測定器の導入にあたっての、エアコンの設置をまず検討はどうだったというところだと思います。

ご存じのように令和2年度に普通教室、職員室、校長室、保健室にエアコンを導入しております。

一方で特別教室や体育館、そちらについては未設置ということなのですが、やはり教育委員会といったしましても近年の猛暑のなかで、例えば特別教室、そちらのほうについてはエアコン設置する必要があるのではないかということで考えているところであります。

しかし限られた財源の中ということでもありますので、特に使用頻度の高い中学校の音楽室だとか、設置場所を絞った中でエアコンを設置していけないかということを現在検討しているところでございます。

そういったなかで今回、暑さ指数計ですけれども、熱中症警戒アラート、こちらのほうが発令された場合については体育だったり部活動は行わないというような対応も、令和5年度やってきたところですが、それ以外の場合でも、体育館などの活用の際に各学校で参考として活用していただくためのものということで想定して導入するものでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） どのぐらいの期間が参考期間、お試し期間になるのか。お答えにありましたように基本的にはエアコンに、音楽室も同じだと思うんですね。

この簡易なものがどのぐらいの効果があるのかわかりませんが、いずれにしても教育の保障っていうことを考えれば、年次計画などをもってエアコンの設置、両方に行っていくべきものだというふうに思うんですね。

その辺のお試し期間っていうのは、今どのぐらいを考えていて、本設置にはいつごろから実施しようとしているのか、音楽室についても同じことが言えると思いますので、両方でお答えいただけますか。

また体育館等については、いま避難所の位置づけもされているところだと思います。

その辺のことも含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） エアコンの計画ということですが、財政当局とも協議しながらということになりますので、現在のところ、いつというような計画はですね、まだ持っておりませんので、今後検討していきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） そうであるならば、今後の検討の時期を早めて対処するという事が必要なのではないでしょうか。

いずれにしても簡易的な物であるということには間違いのないわけですし、体育館そのものは簡易どころか指数がわかるという事だけでありますから、今年の夏も昨年同様の状況が生じれば、体育の授業、体育館内でできないということも考えられます。ていうか、できないですよ。

そういうことを考えれば、こういったものを、簡易なものを入れる時点で本設置はいつかという事を想定しながら、つまりこの簡易に入れるものも無駄にならないような、今年入れてすぐ来年からだってことがあれば、1年間なんだったのかってことにもなりますからね、そのことを考えれば計画をもうすこし綿密に適切に持つべきだと思います。どうですか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（川瀬吉治） エアコンの設置ですが、公共施設全体とのバランスっていうこともございますし、学校だけが先にできるかどうかという問題もありますので、それは教育委員会だけでですね、これやりますっていう話もできませんので、その全体の中で検討していきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

小田議員。

○5番（小田新紀） ただいまの測定器についてなんですが、その活用方法についてということなんですが、測定器を導入するのであれば、これまでは熱中症アラートがあれば運動やめましょうと、活動するのをやめましょう、控えましょうということで一定の基準を持ってやって、恐らくその警戒アラートが出る前ぐらいの段階で参考までにその測定器をというようなご説明なのかなというふうに思うのですが、ただ一定程度、器具を町の方で導入するという事であれば、ある程度基準っていうのがあったほうがいいのかなというふうに思う訳ですが、要は何か事故があった時っていうことで、そういった測定器を入れていたにも係わらず、その辺の基準、各学校の現場の判断で、あやふやな判断で、何か子どもたちに不幸な事故が起きてしまうというようなことがある可能性も十分あるのかなというふうに思うんですが、町が導入するという意思がある中でそういったところの基準作りというか、そういったところっていうのはどのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 現在、先ほどもお話したように、熱中症警戒アラートが出た場合には、

今、町としてはその基準で運用しております。

あくまでもアラートが出た際には部活動だったり、体育の授業を止めるというようなところでして、他の町では確かに学校ごとに指数計でなんぼになったら止めるというような、各学校の判断に任せている、他町ではそういったケースもあるのですけれども、本町におきましてはあくまでも熱中症警戒アラート、町として統一した基準を持ってですね、対応していきたいと、今後もそのような形で対応していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） そうしたらですね、そもそもその測定器というものが学校側からの要望がそういった声があったのか、あるいは町の方でそういうものを導入しようというような意思があったのか、そこによっても違うのかなというふうに思うんですが、町の方で導入するという意思があって、導入することであれば、じゃあ、あと学校の方でそれぞれ判断任せますねっていうようなことというのは、やはり何かあった時の責任という部分では学校の基準が甘いとか、甘くないとか、学校長のその辺と責任が及んでしまうのかなっていうふうにも考えるわけですが、そのあたりいかがでしょう。

導入の経緯も含めてですね、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） なぜっていうところの経緯って言いましょうか、基準っていう部分、先程もお話したように熱中症警戒アラートでいうところは、国から示される学校の管理マニュアルですか、そちらの方の中でもそのような対応をとというのが、国の基準として統一されている部分が、まずあります。

そういった部分を基にということで各学校においてもやはり指数っていうのが、違いがどうしてもやはり出てくる場合もあるのかなというふうに考えておりますので、統一したと言いましょ、基準というのを、あえて町として設ける考えはないところなのですが、今回、じゃあなんで導入の方というところは先ほども話したように、小田議員もおっしゃっていただいたように熱中症警戒アラートは出ないけど今日暑いよねというような肌感覚と言いましょ、温度感覚が出た時に参考で、因みに今指数としてはどのような指数が出ているんだという部分を各学校でちょっと見えるようにしながら、逆にまたそういった運用をしていく中で基準が必要であれば町独自の基準を設けていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○5番（小田新紀） 警戒アラートが出ればそこが基準になっているということですね。

基本的には原則、警戒アラートがでなければ活動していいとは言わないですけども、活動ができるという基準の中でやっていると。

その指数を測るじゃあ意味はと言ったら、何なのかなと。

ある程度学校の方で記録しておく、把握しておくという、このぐらいだなと思う程度の利用価値であれば、やはり税金を使うという事に関して、そこまで絶対に必要なものなのかどうかという事についてはやはり疑問が残るわけですが、町として導入するということであれば何らかのしかりとした、基準とまでは言わないですけども、こういうふうに利用するんだというような方針、強いそういった方向性っていうのが必要ではないかというふうに思いますが、改めていかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 先ほども申し上げましたとおり、導入前に基準を先に定めるということではなく、まずそういった器具を導入して、そちらを参考として活用した中で、基準を設ける必要があるかどうかということも考えていきたいという、先程の答弁の通りでございます。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

谷口議員。

○16番（谷口和弥） 議論の中では、今の件に関わってきます。

議論の中ではね、教育現場の環境の改善ということもあるんだけれども、私は避難所としての体育

館の役割についてももう少し強調した意見を述べたいと思っているんです。

平成28年8月の一週間に3個も台風がきているという事の中では、札内中学校の体育館が避難所となり、そこでは足りなくて札内南小学校の体育館も避難所として一晚使ったと、そんなような経過がありました。

人がたくさん集まる、大変暑い環境であったなというふうに思っています。

一昨日ですけども、1月16日北海道防災会議でしたかね、北海道地域防災会議だったかな、ちょっと名前が定かでなくなりましたが、開かれて国の防災計画の修正という事の中で確認がされたと、その中では避難所の冷房の確保ということが今回挙げられてきたわけなんです。

福祉避難所というんじゃなくてね、避難所の冷房の確保という事がされてきた。

議論の順番でいったらば、2日前の事だからね、そのことはベースになかったのだと思うのだけれども、そういった主旨が出されていることもあるものだから、当然教育現場という事だけでなしに避難所の環境の改善ということもね、大事になってくる。

しっかりしたものを導入した方がいいぞ、ということについて改めて強調していきたいんだと。その点からも思うのですけれども。担当課が変わりますでしょうか。

防災、北海道の地域防災会議のそのことに対してどんなふうに考えているのかもお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 住民生活部長。

○住民生活部長（寺田 治） 避難所の冷房のお話ですけども、谷口議員おっしゃる通り、先日北海道の防災会議が開かれまして北海道の地域防災計画の見直しが行われたという事になります。

その中で避難所の冷房対策、これが新しく謳われたという事で、この後ですね、幕別町の地域防災計画にもこの計画は反映していきたいというふうに考えております。

その中で避難所の冷房機ですね、これも備蓄ですとかそういった件をですね、今現在は冷風機ですとか備蓄しているのですけれども、その数、適正な数を確保するですとかそういった検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

〔議案審議、一括議題〕

○議長（寺林俊幸） 日程第7、議案第5号、令和5年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第6号）および日程第8、議案第6号、令和5年度幕別町水道事業会計補正予算（第4号）の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第5号、令和5年度幕別町簡易水道特別会計補正予算第6号、議案第6号、令和5年度幕別町水道事業会計補正予算第4号を、一括してご説明申し上げます。

いずれも「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を充当して実施いたします「水道料金負担軽減対策支援事業」に関する補正予算であります。

はじめに、議案第5号、令和5年度幕別町簡易水道特別会計補正予算第6号について、ご説明申し

上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億3,413万2,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出をご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費6万円の追加であります。

「水道料金負担軽減対策支援事業」を実施するための水道料金収納システム改修委託料であります。

歳入をご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料50万円の減額であります。

「水道料金負担軽減対策支援事業」の実施に伴い、基本料金1か月相当分を減額するものであります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金56万円の追加であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算第6号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第6号、令和5年度幕別町水道事業会計補正予算第4号について、ご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

補正予算第2条は、収益的収入および支出の補正であります。

収入、支出ともに補正予定額6万円を追加し、水道事業収益を5億7,963万円に、水道事業費用を5億5,231万5,000円に定めるものであります。

第3条は、他会計からの補助金であります。

「水道料金負担軽減対策支援事業」の実施に伴い、基本料金1か月相当分と事務費として、一般会計から補助を受ける金額を406万円と定めるものであります。

8ページをご覧ください。

収益的支出であります。

1款水道事業費用、1項営業費用、5目総係費6万円の追加であります。

「水道料金負担軽減対策支援事業」を実施するための水道料金収納システム改修委託料であります。

7ページをご覧ください。

収益的収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益400万円の減額であります。

基本料金1か月相当分の減額であります。

3目他会計補助金406万円の追加であります。

一般会計補助金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第5号、令和5年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、令和5年度幕別町水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決することに、
ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） 以上をもって、本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもって、令和6年第1回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

10：55 閉会